◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○谷委員長　次に、階猛君。

○階委員　国民民主党の階猛です。

私からも、まず、このたびの西日本豪雨で亡くなられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

昨日、日経新聞で見ましたところ、西日本豪雨で避難されている方が直近で四千七百二十八人いらっしゃるということでした。大変な数でありました。

そこで、私も、いま一度、東日本大震災の避難者がどういった状況にあるのかということで、復興庁で出している資料を見させていただきました。

資料の一ページ目につけさせていただいておりますが、六月十四日現在、トータルで見ますと、全国津々浦々に避難されている方が今も六万一千五百六十一人もいらっしゃる、この数字もまた大変な数字だというふうに改めて感じたところです。

その中で、先ほど小熊さんは福島の問題について取り上げていただきましたが、私は、岩手、宮城の問題について取り上げたいと思います。

岩手県と宮城県、今の避難者の数字で、それぞれの県において避難している方々、岩手県六千三百九人、宮城県が五千五百七十九人という数字になっております。直近で見ますと、岩手県の方が八百人程度上回っているような状況ではないかと思います。

ところで、被災直後どういう数字だったのかということを見ますと、実は、被災された直後ではこの数字は大きく異なっておりまして、岩手県では四万六千四百五人だったのに対して、宮城県では二十万三千九百五十三人もいらっしゃったということで、当初は四倍ぐらいの開きがあったんですが、先々月ですか、五月ぐらいからこの数字が逆転して、岩手の方が避難者が大きい状況になっているということです。

ちょっと、この数字はニュースにもなったので気になりましたので、大臣にお尋ねしたいんですが、最近になって岩手県の避難者数が宮城県を上回ることになったその理由について、大臣の御見解をお願いします。

○吉野国務大臣　お答え申し上げます。

復興庁においては、各地方公共団体の協力を得まして、東日本大震災による避難者数を調査し、公表しているところでございます。

議員御指摘のとおり、本年五月、委員は六月のデータでしたけれども、五月の調査において、岩手県の避難者数は七千百四十一人、宮城県の避難者は七千十九人であり、岩手県が初めて上回っております。

宮城県の避難者数が大きく減った要因については、さまざまなものがございます。一概には申せませんが、全体の傾向から推定すると、既存の民間宅地などで自力再建される方が多かったせいではないか、このように考えております。

○階委員　つまり、既存の住宅地で住宅再建された方が宮城県には多いけれども、岩手県ではそのような土地の手当てがなかなか難しかったということだと思います。

次の資料、二ページ目に、今の大臣の御答弁にも関係あると思うんですけれども、これも、復興庁の方といろいろ議論する中で、なぜ避難者の数が逆転するような状況になったのかという、その要因についてちょっとまとめていただいたものです。

大臣の御答弁に関連するものとして、一番の「住宅再建の進捗状況」というのがあるんですけれども、宮城県では、平成三十年度末、今年度末で、住宅再建の部分ですね、災害公営住宅の手当てあるいは高台移転の土地の手当て、これがほぼ終わるということなんですが、岩手県では、三十年度末でなお九六％の進捗状況、全部終わるのが何とオリンピックが終わった後、平成三十二年度末ということで、大変この点に時間がかかっているような状況だと思います。

この住宅再建に関する事業が宮城県に比して遅いということについても、大臣はどのようにその理由をお考えになっているか、お答えいただけますか。

○吉野国務大臣　お答え申し上げます。

各地域は、被害状況、地形、住民意向等を考慮しながら事業計画を立て、必要に応じ変更も加えながら、おのおの計画的に事業を推進しております。

岩手県においては、沿岸部からの人口流出につながる内陸部での災害公営住宅の整備という苦渋の決断に時間を要したこと、また、もとの市街地を可能な限り再生したいという強い思いのもとで大規模な宅地造成を選択したことから、途中では多少の進捗率の差は生じております。

しかし、今年度末には、宮城県一〇〇％、岩手県九六％と、各県とも住まいの再建は概成する見込みでございます。

○階委員　今、二つ、事実関係について、その理由を大臣にお尋ねしましたけれども、改めて大臣の御決意を伺っておきたいんです。

大臣の御地元の福島を始め、今なお避難者の数が大変な数多い状況である、それからまだ住宅の再建に関する事業が道半ばであるということから、私は大臣に対して求めたいんですけれども、避難者を一刻も早くゼロにする、それから住宅再建に関する事業を一刻も早く終わらせる、この決意をぜひ大臣からお答えいただきたいと思います。

○吉野国務大臣　災害公営住宅へとか自立再建とか、住宅の確保は、被災を受けた方々にとっては一番大事なことでございます。そういう意味でも、復興庁として、私個人として、全力を尽くしてその住宅の再建に向けて頑張っていきたい、このような決意でございます。

○階委員　ありがとうございます。

その上で、更に議論を深めていきたいと思いますが、仮にこの住宅再建に関する事業が進んで一〇〇％に達したとしても、なお避難者が、岩手、宮城を念頭に置いていますけれども、この岩手、宮城においては残るんじゃないかという懸念を私は持っています。

どういうことかといいますと、避難者、資料の一ページ目を見てみますと、欄外の方に、自県外への、自分の県以外への避難者の数というのも載っていまして、宮城県四千四百四十六人、岩手県から千九十九人という数字が出ています。ですから、今現在の避難者の数は、県外にいらっしゃる方も含めると、岩手は七千人ぐらい、宮城は一万人ぐらいというのが概算の数字ではないかと思っています。

他方で、住宅再建が、残り数が大体、岩手だと二千件ぐらい、それから宮城だと一千件ぐらい、こんな数字だと思います。つまり、住宅再建、合わせると三千件ぐらい。仮に一世帯二人ずつ住むとした場合、そこに入れるのは六千人ぐらいだと思います。

他方、さっき言いました避難者の数は、概算ですけれども、一万七千人ぐらいいらっしゃるということで、差引きすると、一万七千人から六千を引くと、一万一千人ぐらい避難者の数がなお残るのではないかという懸念を持っています。

この残る避難者の数をゼロにしていくための方策、住宅再建に関する事業を完了した後も避難者が残らないようにするための方策、これも重要ではないかと思うんですが、この点について大臣のお考えをお聞かせください。

○吉野国務大臣　災害公営住宅や高台移転については、事業主体である自治体において、被災者の住まいに関する意向を丁寧に把握し、計画戸数を決定しており、十分な戸数が整備をされております。

また、各自治体においては、応急仮設住宅に入居されている方々に対し、災害公営住宅への入居、自力による持家の再建、民間の賃貸住宅の物件探しなど、恒久住宅の確保に向け、各世帯の再建方針を把握し、住宅再建のための支援を行っております。

復興庁としても、各市町における住まいの再建が進むよう、住宅・生活再建支援の相談活動に取り組む自治体への支援を行っているところです。建築士や弁護士など、こういう専門家も相談業務に乗ってもらっております。

以上です。

○階委員　大臣も、この住宅再建に関する高台移転とか災害公営住宅の事業が完了したからといって、それは必要条件ですけれども、それだけで避難者ゼロにする必要十分条件にはならないということは御認識いただいていると思うんですね。

そこで、必要十分条件にするために私どもの方から提案したいのが、被災者生活再建支援制度の見直しということであります。

私も何度も取り上げさせていただいておりますけれども、資料の三ページをごらんになってください。資料の三ページには、岩手県、宮城県の住

宅の工事単価ということで、最近の数字を出しております。今現在、震災前と比べてどれぐらい上がったかということで、幾つか数字があるんですけれども、大まかに言うと二〇％ぐらい上がっているということです。つまり、一千万の家を建てようと思えば二百万円かかり増しになっている、こういう認識です。

つまり、二百万円というのはどういう数字かといいますと、被災者生活再建支援金で、住宅再建をした場合に加算支援金というのが得られます。これが二百万円です。値上がり分で二百万円の加算金が全部消えてしまうということは、このお金をもらっても実質的な補助にはならない。すなわち、この二百万円もらえるからといって、家を建てようという気にはなかなかならないんじゃないか。

そのことから、私たちは、せめてこの二百万円のかかり増し分ぐらいは加算支援金を上乗せする、つまり、トータルでいいますと、現行三百万円の被災者生活再建支援金の上限額を二百万円上乗せして、五百万にしたらどうか、こういう提言がまず一つあります。

それからもう一つは、現行制度の問題点として、大規模半壊以上しか支援金の対象にならない、こういうことで、半壊からもう住宅を再建した場合には支援金を出したらどうか、こんなことも常々申し上げてきました。

ちなみに、資料の四ページ目を見ていただきますと、これは岩手県の町村会からの要望書、つい先日、七月十二日にいただいたものですけれども、真ん中あたりに「被災者の住宅再建が十分図られるよう、被災者生活再建支援金の増額」という話が出ています。私の地元の岩手日報でも、この話が六月十日ぐらいに出ていたと思います。

それからもう一つ、資料の五ページ目を見ていただきますと、これは、平成二十六年八月、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめということで、一番下の方の三、四行ぐらいを見ていただくと、「被災者生活再建支援の在り方については、被災者を取り巻く状況・ニーズが変化している中で、災害救助法の応急修理と支援法との関係整理、「住まいの確保」等も含めた被災者に対する支援策はどうあるべきかなど地方公共団体の意見も聞きつつ総合的な観点から、今後も引き続き検討を行うべきである。」ということで、検討を行うべきだというのがこの検討会の中間取りまとめ。もう今から四年も前になります。

まさにこの被災者を取り巻く状況であるとか、四ページ目の地方公共団体の関係者の意見なども聞くと、先ほどの支援金の上限額の引上げあるいは大規模半壊にとどまらず半壊以上を支援対象にするということについてはもう実行に移していいと思っております。

なぜ見直しが進まないのか、この点について、大臣の御答弁をお願いします。

○吉野国務大臣　お答え申し上げます。

支援金の増額等の本制度の拡充については、東日本大震災を始め過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国、地方の財政負担などを勘案する必要があるというふうに考えております。

○階委員　内閣府の防災担当にも来ていただいているので、ここでお聞きしておきますけれども、先ほどの私の資料の五ページ目、最後のところで、今後も引き続き検討という話がありました。それからもう一つ、見直しのポイント二つ目で挙げた、半壊以上も対象にすべきではないかということにつきまして、私は、平成二十八年の五月二十七日に河野当時の防災担当大臣とやりとりをしまして、この件については、「さまざまな御意見を頂戴しながら検討していきたい」という答弁をいただいております。

そういったことも踏まえて、今現在どういった検討状況なのか、教えてください。

○米澤政府参考人　被災者生活再建支援制度の見直しにつきましては、ただいま吉野大臣から御答弁をいただいたことに尽きるわけでございますけれども、私どもといたしましては、平成十九年の法の改正に際しまして、法施行後四年を目途として制度の見直しを行うという附帯決議を踏まえまして検討を進めてまいったところでございます。

御紹介をいただきました先般の検討会の中間取りまとめに基づきます各論点につきましては、例えば保険の加入の促進ですとか住まいの確保全体という大きな視点での検討は引き続き進めながら、同一災害同一支援の観点での見直しにつきましては、引き続き、予算編成過程の中で検討をしているところでございます。それに際しまして、全国知事会を始め各方面の御意見をお聞きしながら検

討を進めてございます。

ただ、支援金の増額ですとか対象を半壊以上とするといった制度の拡充につきましては、先ほど吉野大臣から御答弁がありましたように、公平性あるいは国、地方との役割分担を踏まえながら慎重に検討すべきということが現段階での考え方でございます。

○階委員　過去の災害の公平性などという言葉がありました。ただし、私は、別に公平は害されないと思うんですね、特に支援金の引上げについては。なぜならば、値上がり分を補填するという意味での支援金の増額ですから、実質的な補助の金額について、別にそれを上乗せしようというわけではないので、ここは考えていただいていいのではないか。

それから、地元の負担については、確かにそれはあります。今のところは二分の一県の負担ということになっていますが、私ども、国会に野党六党で共同提出した法案の中で、そこでは国庫補助の割合を、東日本大震災では国が五分の四なんですが、そこまでとは言わないまでも、二分の一ではなくて、三分の二ぐらい国の補助にすべきではないかといったような法案もまとめております。

こういうことを考えたり、あるいは、保険で対応できるんじゃないかというお話もありましたけれども、実際問題、今度の岡山始め各地の豪雨の災害で使用不能となった住宅について保険でどの程度カバーできるのか私は寡聞にして知りませんが、そういったことも考えると、保険というのも、なかなかそれだけに委ねるわけにはいかないのではないかと思っています。

大事なところなので、もう一度大臣にお尋ねしたいんですが、避難者の早期解消のためにも、復興庁として、野党提出、我々が提出している被災者生活再建支援法の案などを参考にしつつ、制度見直しを積極的に検討した方がいいのではないかと思いますが、復興大臣としての御見解をお願いします。

○吉野国務大臣　私も被災者の一人でありまして、自宅は大規模半壊という被災を受けておる者でございます。この生活再建支援金をいただいた一人でございます。

委員の今の御主張、本当に大事な観点だというふうに思います。ただ、国と地方との財政的なバランス、階委員の方は国が三分の二、地方が三分の一という案でございますけれども、このことについてもこれから議論を重ねていかねばならない大きな課題になる、このように今思っているところです。

○階委員　本当に毎年のように異常気象あるいは異常な災害が起きるという中で、早くこの制度を本当に被災者の住宅再建が迅速に進むようなものに変えていくということをぜひ政府として検討していただきたいと思っております。

もう一つだけお尋ねしますけれども、東日本大震災の被災地、私の地元でいいますと陸前高田市とか大船渡市というところから、こういった要望が出ています。

資料の六ページ目ですけれども、移転跡地に係る土地利用対策の推進についてということで、上から七、八行目ぐらいなんですが、防災集団移転促進事業においてこういった土地の買取りを進めているんだけれども、これらの土地は連担しておらず、全てが売却希望地ではないことから、買い取る土地が点在することになり、新たな土地利用を図る際の大きな懸念材料となっていると。

いわゆる跡地のモザイク問題ということで、これも何度かこの委員会で取り上げさせていただいております。最近では、所有者不明の土地問題というのが、政府としても全国ベースで取り組んでいるということは承知しておりますけれども、被災跡地におきましては、所有者不明の土地というよりも、そもそも、もう所有者が不存在になっているという問題があるのではないかと思っています。

その点について、最後のページを見ていただきますと、今申し上げましたとおり、一番下の丸、「未取得の要因が「権利者不明の土地」と回答した市町はなかった。」ということが一つ書いてあります。ただ、その上を見ますと、「未取得の要因は以下のとおりであった。」ということで、③に「意向不明　約一割」というのがあります。

所有者不明の土地でもないのに意向が不明だということは、要は土地の権利者がいないということで不明なんだろうというふうに推察します。この一割という数字、面積でいうと、上の方の数字から逆算しますと大体三十ヘクタールにも上るわけですね。

こういう権利者がいないような土地について、放置しておくのではなくて、アメリカなんかの例

だと、ランドバンクといったような組織をつくって、そこに土地を集めて、そのランドバンクが中心となって再利用を進めていく、こういったことも復興の一助として活用すべきではないかと思っています。

最後に、この点について大臣の御所見を伺います。

○吉野国務大臣　お答えをいたします。

所有者不明土地は、被災地を含む全国的な課題でございます。関係閣僚会議のもと、政府全体として検討が今進められているところでございます。

閣僚会議で決定された方針に従い、所有者不明土地の対策が更に進むことを期待しているところです。

○階委員　ちょっと私の通告の仕方が悪かったかもしれませんが、所有者不明の問題はないというのが、私の通告と前後して、さっきの資料の七ページで出てきたので、私は質問の内容をちょっと変えまして、所有者不明の土地は問題ないんだけれども、そもそも権利者がいなくなっていて放置されてしまっている、こういった土地を放置しておくんじゃなくて、ランドバンクというところで買い取ったらどうかというようなことを申し上げました。

時間がないのでこれはここでとどめますけれども、ぜひこの点についても問題意識を共有していただければと思います。

ありがとうございました。